

海上自衛隊訓令第27号

海上自衛隊の使用する船舶が緊急船舶の指定を受ける場合の手續等に関する訓令を次のように定める。

昭和48年6月29日

防衛庁長官 山中 貞則

海上自衛隊の使用する船舶が緊急船舶の指定を受ける場合の手續等に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、海上自衛隊の使用する船舶について海上交通安全法施行令(昭和48年政令第5号)第4条の規定による緊急船舶(海上交通安全法(昭和47年法律第115号)第24条第1項に規定する緊急用務を行うための船舶をいう。)の指定(以下「緊急船舶の指定」という。)を受ける場合の手續等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(緊急船舶の指定を受ける場合の申請者等)

第2条 緊急船舶の指定は、自衛艦隊司令官、地方総監、練習艦隊司令官及び海洋業務・対潜支援群司令並びに海上自衛隊の機関の長が、それぞれ自衛艦隊、地方隊、練習艦隊及び海洋業務・対潜支援群並びに海上自衛隊の機関の使用する船舶について、受けるものとする。

2 緊急船舶の指定を受けようとするときは、あらかじめ別記様式第1による申請書を防衛大臣に提出し、防衛大臣の承認を受けなければならない。この場合において、当該申請書の提出は、海上幕僚長を經由して行うものとする。

(緊急船舶指定状況報告書)

第3条 海上幕僚長は、毎会計年度終了後速やかに、当該会計年度の末日における緊急船舶の指定の状況を別記様式第2により防衛大臣に報告しなければならない。

(委任)

第4条 この訓令に定めるもののほか、海上自衛隊の使用する船舶について緊急船舶の指定を受ける場合の手続等に関し、必要な事項は、海上幕僚長が定める。

附 則

この訓令は、昭和48年7月1日から施行する。

附 則

この訓令は、昭和55年4月10日から施行する。

附 則

- 1 この訓令は、平成元年3月4日から施行する。
- 3 この訓令の施行の日以後において、給食の実施に関する訓令第7条、防衛庁所管国有特許権等の管理に関する訓令第7条若しくは第10条、有償援助による調達の実施に関する訓令第27条又は海上自衛隊の使用する船舶が緊急船舶の指定を受ける場合の手續等に関する訓令第3条の規定による昭和63年度に係る報告又は通知を行う場合の報告書又は通知書の様式については、当該報告書及び通知書の様式中「平成 年度」とあるのは、「昭和 年度」とする。
- 5 この訓令の施行の際現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上使用することが

できる。

附 則（平成 19 年防衛庁訓令第 1 号）（抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成 19 年 1 月 9 日から施行する。

（様式用の紙に関する経過措置）

4 この訓令の施行の際に現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上で使用することができる。

附 則（平成 27 年防衛省訓令 51 号）

この訓令は、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。

別記様式第1（第2条関係）

緊急船舶指定申請承認申請書

平成 年 月 日

防衛大臣 殿

海上自衛隊の使用する船舶が緊急船舶の指定を受ける場合の手続等に関する訓令（昭和48年海上自衛隊訓令第27条）第2条第2項の規定に基づき、次のとおり申請する。

職氏名

印

船舶の名称	番号	種別	基準排水量	船籍港	船舶の本地	船舶の使用の本拠地	船舶がめびと船う又こ	緊急に泊る航路	航行をす	航行の範囲	緊急用と務	備考

注：種別毎の隻数を別紙に記載して添付すること。

別記様式第2（第3条関係）

平成 年度末現在緊急船舶指定状況報告書

平成 年 月 日

防衛大臣 殿

海上自衛隊の使用する船舶が緊急船舶の指定を受ける場合の手続等に関する訓令（昭和48年海上自衛隊訓令第27条）第3条の規定に基づき、次のとおり報告する。

船舶の名称	番号	種別	基準排水量	船籍港	船舶の本地	船舶が航行する航路	緊急時、泊と	行う緊急範囲	緊急に使用する	船舶者の職名	定指	備考

注：1 当該会計年度において新たに緊急船舶の指定を受けたものについては、備考欄に「新規」と記入すること。  
 2 種別毎の隻数並びに当該会計年度において緊急船舶として使用しないこととなつた船舶の名称及び種別を別紙に記載して添付すること

印